

千葉県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年3月20日

千葉県監査委員	清	水	謙	司	
同		宮	原	清	貴
同		川	合	隆	史
同		宇留間	又衛門		

29千総総第1005号

平成30年3月12日

千葉市監査委員 清水 謙 司 様
同 宮 原 清 貴 様
同 川 合 隆 史 様
同 宇留間 又衛門 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年度監査報告第9号及び第11号、平成29年度監査報告第7号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>(1) 視覚障害者誘導用ブロックの設計を適正に行うべきもの</p> <p>[建設局：(一) 稲毛停車場穴川線外1生活関連経路整備工事（稲28-1）]</p> <p>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説によると、線状ブロックは、視覚障害者に、主に誘導対象施設等への移動方向を案内する場合に用いるものとし、視覚障害者の歩行方向は、誘導対象施設等への方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示すものとしてされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、線状ブロックによって横断歩道橋の昇降口に誘導するにもかかわらず、昇降口への方向と線状突起の方向とが平行にならず、歩行方向を示すことができていなかった。</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックの設計については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説に基づき適正に行われた。</p>	<p>視覚障害者誘導用ブロックの設計については、平成29年12月1日に建設局長から局内工事担当課長等に対し文書で通知し、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説及び歩行空間整備マニュアルに基づき適正に設計するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>
<p>(2) 排水柵の設計を適正に行うべきもの</p> <p>[建設局：星久喜町64号線道路改良工事（中28-1）、(主)千葉鎌ヶ谷松戸線道路改良工事（28-1）]</p> <p>千葉市歩行空間整備マニュアルによると、排水柵は、歩行動線上に設置しないものとし、周辺の状況によりやむを得ない場合には、車いすのキャスターや杖等が落ち込まない構造の溝ぶたを設置する等の配慮を行うとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事2件においては、横断歩道部に、障害者等に配慮されていない構造の溝ぶたを設置していた。</p> <p>排水柵の設計については、千葉市歩行空間整備マニュアルに基づき適正に行われた。</p>	<p>排水柵の設計については、平成29年12月1日に建設局長から局内工事担当課長等に対し文書で通知し、歩行空間整備マニュアルに基づき適正に設計するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>

<p>(3) 運搬費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>[建設局: 国道14号舗装改良工事(中28-1)、今井6号線舗装改良工事(中28-1)、中央赤井町線舗装改良工事(中28-2)、穴川犢橋町線舗装改良工事(稲28-1)、長沼町14号線舗装道補修工事(稲28-1)、都賀駅大草町線舗装改良工事(若28-1)、小桜橋補修工事(若28-1)]</p> <p>本市の土木工事積算基準によると、質量20トン以上の建設機械の貨物自動車等による運搬費の運賃割増率の深夜早朝割増については、運搬時間を22時から翌5時までに指定する場合に基本運賃料金の3割を加算するものとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事7件においては、運搬時間を指定していないにもかかわらず、深夜早朝割増を加算していた。</p> <p>運搬費の積算については、土木工事積算基準に基づき適正に行われたい。</p>	<p>運搬費の積算については、平成29年12月1日に建設局長から局内工事担当課長等に対し文書で通知し、土木工事積算基準に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、貨物自動車による運搬(1車1回)を積算する際に、深夜早朝割増の「有・無」が運搬時間に基づき適正に選択されているか、確認を促す注意メッセージを表示するように土木工事積算システムを改良した。</p>
<p>2 施工について改善すべき事項</p> <p>(1) 建設業の許可票の掲示の点検を適正に行うべきもの</p> <p>[建設局: 都町153号線外1側溝改良工事(中27-1)、国道14号舗装改良工事(中28-1)、犢橋町千種町線外1舗装改良工事(花28-1)、穴川犢橋町線舗装改良工事(稲28-1)、千城台215号線舗装改良工事(若28-2)、千葉市営住宅宮野木町第2団地建替污水管切り回し工事(28-1)]</p> <p>建設業法によると、建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める様式によって標識を掲げなければならないとされている。</p> <p>また、千葉市下請負の適正化に関する指導指針によると、工事担当課長は、工事現場における施工体制の把握に関する点検要領に基づき建設業許可を示す標識の点検を行わなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事6件においては、点検を実施していたにもかかわらず、</p>	<p>建設業の許可票の掲示の点検については、平成29年12月1日に建設局長から局内工事担当課長等に対し文書で通知し、建設業法等の関係法令に基づき適正に掲示することを受注者に指導するとともに、当該標識の点検を徹底するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、「工事現場における施工体制の把握に関する点検要領」による点検表及び事故防止巡回・巡視(安全パトロール)における安全点検調査票に標識に必要な寸法を明記し、</p>

<p>必要な寸法に満たないものが掲げられていた。</p> <p>建設業の許可票の掲示については、建設業法に基づき適正に行われていることを点検されたい。</p>	<p>現場点検時に標識の寸法も確認することとした。</p>
<p>(2) 酸素及び硫化水素の濃度測定記録を適正に行うべきもの</p> <p>[建設局：下水道施設改良工事（出洲港27-1工区）、下水道施設改良工事（磯辺28-1工区）、下水道施設改良工事（高洲28-1工区）、下水道施設改良工事（真砂28-1工区）、下水道実施設計業務委託（道場北28-1）]</p> <p>酸素欠乏症等防止規則によると、事業者は、海水が滞留したことのある、又は汚水が入ったことのある暗きょ又はマンホールの内部の作業場について、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定しなければならず、そのつど、測定日時等を記録しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事4件及び業務委託1件においては、濃度測定を記録していたが、測定時間を記録していなかった。</p> <p>酸素及び硫化水素の濃度測定記録については、酸素欠乏症等防止規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>酸素及び硫化水素の濃度測定記録については、平成29年12月1日に建設局長から局内工事担当課長等に対し文書で通知し、酸素欠乏症等防止規則に基づき、測定結果を適正に記録することを受注者へ指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、特記仕様書記載例に測定時間の記入欄がある記録表を例示した。</p>